

参考資料編

参考資料 1：須賀川市総合交通活性化協議会の開催概要

協議会	日時	議題
第 1 回	2018 年 5 月 18 日（金） 午後 2 時 00 分～	<ul style="list-style-type: none">・須賀川市内東西循環バスの実績報告について・須賀川市乗合タクシーの実績報告について・地域公共交通確保維持改善事業に関する二次評価結果について・須賀川市総合交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）・須賀川市地域公共交通網形成計画策定事業について・生活交通確保維持改善計画（案）について
第 2 回	2018 年 12 月 27 日（木） 午後 1 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none">・須賀川市地域公共交通網形成計画策定事業中間報告について・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
第 3 回	2019 年 2 月 14 日（木） 午前 10 時 30 分～	<ul style="list-style-type: none">・須賀川市地域公共交通網形成計画（案）について
第 4 回	2019 年 3 月 20 日（水） 午前 10 時 45 分～	<ul style="list-style-type: none">・須賀川市地域公共交通網形成計画案に係るパブリックコメントの実施結果報告について・須賀川市地域公共交通網形成計画（案）

須賀川市総合交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、須賀川市総合交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の実情に即した市民の輸送サービスの確保と利便性向上を実現するために必要となる事項を協議するために設置し、もって本市の地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき実施する次の事業
 - ア 「須賀川市地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」という。）の策定等の協議に関すること
 - イ 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
 - ウ 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、乗合旅客運送及び市運営有償運送の態様、運賃・料金等に関すること
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員により組織し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 須賀川市を管轄する道路管理者
- (5) 須賀川警察署
- (6) 住民又は利用が想定される者
- (7) 学識経験者
- (8) 東北運輸局長もしくは福島運輸支局長又はその指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (10) 県、商工会その他協議会が必要と認める者
- (11) 須賀川市

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とするが辞任の意思表示がない場合は、引き続

き任期を2年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

ただし、任期中の欠員や増員による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は委員の中から互選により選任する。

3 副会長は委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長が不在となる場合には、その職務を代理する。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会務を総理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議決の方法は、出席委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会の専門的な事項を審議するため、会長が定めるところにより分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く

2 事務局は、須賀川市の生活環境部生活課に置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年10月21日から施行する。
(須賀川市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 須賀川市地域公共交通会議設置要綱は、この規約の施行の日に廃止する。

附 則

この規約は、平成22年9月27日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規約は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月18日から施行する。

須賀川市総合交通活性化協議会委員一覧

区 分	団体・機関等	職 名	氏 名	備 考
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者	福島交通株式会社	須賀川営業所長	佐藤 秀男	
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者	須賀川地区タクシー協議会	会長	橋本 康宏	
(3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	
	一般社団法人 福島県タクシー協会	会長	高橋 良和	
(4) 須賀川市を管轄する道路管理者	国土交通省 東北地方整備局郡山国道事務所	副所長	増澤 亨	
	県中建設事務所	主幹兼企画管理部長	秋山 嘉文	
(5) 須賀川警察署	須賀川警察署	交通課長	鈴木 秀樹	
(6) 住民又は利用が想定される者	須賀川市囑託員親交会	会長	大澤 文雄	
	須賀川市老人クラブ連合会	会長	金子 定雄	
	須賀川市婦人会連絡協議会	副会長	玉井 三代子	
(7) 学識経験者	須賀川商工会議所	会頭	渡邊 達雄	
(8) 東北運輸局長もしくは福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省 東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	牛渡 朋幸	
(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	私鉄福島交通労働組合	須賀川支部長	加藤 政之	
	全国自動車交通労働組合連合会 福島地方本部	副執行委員長	佐藤 弘文	
(10) 県、商工会その他協議会が必要と認める者	福島県県中地方振興局	県民環境部長	佐藤 裕一郎	
	大東商工会	会長	佐藤 成行 山本 達哉	第1回 第2回～
	長沼商工会	会長	遠藤 吉光 赤羽 隆	第1回 第2回～
	岩瀬商工会	会長	糸井 一郎	
(11) 須賀川市	須賀川市	副市長	石井 正廣	

参考資料 2 : 用語集

	用語	説明
数字	250mメッシュ	緯度・経度に基づき、地域を隙間なく 250m四方の網の目（メッシュ）の区域に分け、その区域の人口（本計画の中では平成 27 年 10 月 1 現在の国勢調査結果）を区分ごとに色分けしたもの。
か行	観光タクシー	主に複数の観光地を周遊するため、タクシーを貸し切りで利用できるサービス。運行事業者によって周遊する観光地やサービスが異なり、タクシーの乗務員が観光名所のガイドを実施する場合もある。1 キロ：〇円の距離制ではなく、30 分、1 時間：〇円など時間制の運賃形態が多い。
さ行	サイクル&バスライド	公共交通機関の利用促進策の一つで、出発地点（自宅等）からバス停付近の駐輪場まで自転車で行き、そこからバスに乗り換えて目的地に向かうこと。
	シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上で必要とする個人や団体と繋ぎ、他の個人や団体も利用可能とする経済活性化活動。活用可能な資産には、土地、建物、物（自動車、自転車）の有形資産のほか、技術（車両の運転）や時間といった無形のものも含まれる。
た行	地域公共交通網形成計画	網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものである。活性化再生法に規定する規定する基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定するもので、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業について記載する。
	地域公共交通再編実施計画	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画の一つである。網形成計画において、地域公共交通特定事業のうち、「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができる。この計画は、地方公共団体が事業者等の同意にもとに作成する。 地域公共交通再編事業を活用する場合には、再編実施計画の認定を受けることにより、手続きのワンストップ化、少量貨物の特例、計画を阻害する行為の防止、サービスの持続的な提供といった特例制度や、国による財政支援の特例等を活用することができる。
	デマンド型交通	正式には DRT（Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム）と呼ばれ、事前予約により運行する。 路線バスのように固定のダイヤ、固定の経路を予約があった時だけ運行する形態や、タクシーのように利用者を迎えに行き、目的地まで輸送する運行形態など、方式やダイヤ設定、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式が存在する。
	ドア・ツー・ドア	主に、乗り継ぎせず 1 つの交通手段のみで、出発地点のドア（家）から目的地のドアまでの移動すること。
な行	乗合タクシー	一般的に 11 人未満の車両で、個人又は団体が車両を貸しきって利用する一般的なタクシー（乗用旅客自動車運送事業）と異なり、運行する時間と経路をあらかじめ定め、不特定多数の人を輸送する運行形態（乗合旅客自動車運送事業。バスと同じ事業区分）。 運行時間、経路の定め方には、定時定路線型（バスと同じ）、区域運行・デマンド型（定められた地域内で事前予約した人に応じて時間、経路を決定）などの形態がある。

	用語	説明
	NORUCA (ノルカ)	乗降時にカードリーダーに軽くタッチするだけで、整理券を使わずに自動的に運賃を精算する福島交通㈱専用のICカード。
	ノンステップバス	床面を低くして、乗降ステップをなくし、高齢者や子どもにも乗り降りが容易なバス。補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすに乗ったままでの乗降できる。
は行	バス・鉄道利用促進デー	福島県では毎月1日、11日、21日を「バス・鉄道利用促進デー」とし、マイカー利用を自粛し、バス・鉄道の利用を促進する取組みを行っている。「バス・鉄道利用促進デー」に限り、バス・鉄道が利用できる特典があり、福島交通㈱では「ちょこっとエコ回数券」（プレミアム率40%）が利用促進デーに限り利用可能。
	バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリーとは、高齢者・障がい者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。
	PDC Aサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組み。
	福島空港ファンクラブ	福島空港を身近な空港として応援して頂くとともに、自然や文化など福島県が有する魅力を広く県内外に発信していくことを目的としたファンクラブで、会員登録及び年会費は無料。会員にはメールマガジンを配信。 協賛店で、福島空港ファンクラブ会員証を提示頂くと、店舗・施設のお得なサービスを受けられる。
ま行	モビリティマネジメント	地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。 環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模、かつ、個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策を中心として、住民や職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が特徴。
や行	ユニバーサルデザインタクシー	健康な方はもちろん、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい新しいタクシー車両。ユニバーサル（Universal）デザイン（Design）の頭文字をとって、UDタクシーとも表記される。

須賀川市地域公共交通網形成計画

発行年月：2019年3月

発行：福島県須賀川市

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

TEL：0248-75-1111（代表）

URL：<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp>



市ホームページQRコード